

○静岡市営住宅条例

平成15年4月1日

条例第253号

改正 平成16年2月26日条例第3号

平成16年12月13日条例第84号

平成16年12月22日条例第86号

平成16年12月22日条例第121号

平成17年3月15日条例第42号

平成17年9月28日条例第93号

平成17年12月15日条例第238号

平成18年2月24日条例第23号

平成18年3月24日条例第70号

平成18年8月31日条例第98号

平成19年3月20日条例第35号

平成20年10月3日条例第74号

平成23年2月22日条例第3号

平成24年3月23日条例第42号

平成25年3月8日条例第67号

(題名改称)

平成25年7月4日条例第84号

平成25年11月1日条例第94号

平成25年12月27日条例第102号

平成26年3月20日条例第87号

平成26年10月14日条例第134号

平成27年3月20日条例第49号

平成29年3月10日条例第30号

平成30年3月20日条例第33号

平成31年3月20日条例第85号

令和2年3月19日条例第53号

令和3年3月11日条例第2号

令和4年7月12日条例第30号

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準（第3条の2—第3条の16）

第2章 市営住宅等の管理（第4条—第34条の2）

第3章 市営住宅の社会福祉事業等への活用（第35条—第39条）

第4章 市営住宅への中堅所得者等の入居（第40条—第42条）

第5章 駐車場の管理（第43条—第48条）

第6章 汚水処理場の管理（第49条・第50条）

第7章 雑則（第51条—第59条）

第8章 罰則（第60条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、静岡市（以下「市」という。）が設置する市営住宅、共同施設及び汚水処理場（以下「市営住宅等」という。）の整備及び管理に関し、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平16条例121・平25条例67・平29条例30・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 市が法により、又は法によることなく建設、買取り又は借上げを行い、住民に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- （2）共同施設 法第2条第9号に規定する施設をいう。
- （3）駐車場 共同施設として、市が設置した有料の駐車場をいう。
- （4）汚水処理場 市営住宅、共同施設等から排除された汚水の処理のため、市が設置した施設をいう。
- （5）収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

（平29条例30・一部改正）

（市営住宅の名称等）

第3条 市営住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(平29条例30・一部改正)

## 第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準

(平25条例67・追加)

(健全な地域社会の形成)

第3条の2 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(平25条例67・追加)

(良好な居住環境の確保)

第3条の3 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(平25条例67・追加)

(費用の縮減への配慮)

第3条の4 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(平25条例67・追加)

(位置の選定)

第3条の5 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(平25条例67・追加)

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(平25条例67・追加)

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保する

ために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(平25条例67・追加)

(住宅の基準)

第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(平25条例67・追加)

(住戸の基準)

第3条の9 市営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン放送を受信する設備及び電話配線が設けられていなければならない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(平25条例67・追加)

(住戸内の各部)

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(平25条例67・追加)

(共用部分)

第3条の11 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性

の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(平25条例67・追加)

(附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないよう考慮されたものでなければならない。

(平25条例67・追加)

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(平25条例67・追加)

(集会所)

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(平25条例67・追加)

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(平25条例67・追加)

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(平25条例67・追加)

## 第2章 市営住宅等の管理

(公募の方法)

第4条 市長は、第53条の規定による指定を受けて市営住宅等の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に入居者の公募を行わせるものとし、指定管理者は、入居者の公募を次

に掲げる方法のうち、1以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の発行する広報
- (2) ラジオ又はテレビジョン
- (3) 新聞
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の名称、規格、入居者資格、申込方法その他必要な事項を指定管理者に示すものとする。

(平16条例121・平17条例93・平29条例30・一部改正)

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由のいずれかに該当する者に対しては、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅等の滅失
- (2) 不良住宅等の撤去
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅の建替事業の施行に伴う市営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅等の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅等の除却
- (7) 市営住宅の入居者と同居している親族又は第23条の規定により市長の承認を得て当該入居者と同居している者（以下これらを「同居者」という。）の人数に増減があったこと、入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該入居者が入居することが適切であると認められる場合
- (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となると認められる場合

(平18条例23・平29条例30・一部改正)

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（特に居住の安定を図る必要がある者にあつては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条の居住制限者にあつては第4号及び第5号、平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域その他これに準ずる地域として規則で定める地域に居住していた者にあつては第3号から第5号まで）に掲げる条件の全てを具備する者でなければならない。

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者で独立の生計を営む者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア法第23条第1号イの条例で定める場合として次に定める場合のいずれかに該当するとき  
214,000円

(ア) 入居者又は同居者に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるものがある場合

a身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

b精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

c知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(イ) 入居者又は同居者に次項第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる者のいずれかに該当する者がある場合

(ウ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(エ) 同居者に中学校入学の始期に達するまでの者がある場合

イ市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助

に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項に規定する特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア身体障害 前項第3号ア（イ）aに規定する身体障害の程度

イ精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法



による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 第1項に規定するもののほか、市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の数を著しく超える場合その他特に必要があると認めるときは、これらの資格について、制限を加えることができる。

(平20条例74・平24条例42・平25条例67・平25条例102・平26条例87・平26条例134・平27条例49・平29条例30・平31条例85・一部改正)

(入居の申込み及び決定)

第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で市営住宅に入居しようとするものは、市長に入居申込書を提出しなければならない。

2 公募の方法による場合における前項の申込書の提出は、当該公募の都度、1世帯につき1箇所の市営住宅について行うことができる。

3 指定管理者は、市長が市営住宅の入居者を決定したときは、当該決定を受けた者(以下「入

居決定者」という。) に対して入居決定書を交付するとともに、入居させることができる日(以下「入居可能日」という。)を指定するものとする。

- 4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(平16条例121・平29条例30・一部改正)

(入居者の選考)

第8条 市営住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

- 2 市長は、前項各号に規定する者について、住宅に困窮する実情を調査し、その度合いの高い者から入居者を決定する。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合又は住宅に困窮する順位を定め難いときは、公開抽選によって入居者を決定する。

- 4 市長は、特に必要があると認める者については、その者を入居させるべき戸数の割当てをして、前2項の規定を適用することができる。

(平29条例30・一部改正)

(入居補欠者)

第9条 市長は、前条の規定に基づき入居者を選考する場合において、必要があると認めるときは、入居決定者のほか、入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が入居を辞退し、若しくは入居の許可を取り消され、又は当該市営住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちからあらかじめ定めた入居順位に従い、入居者を決定するものとする。

3 第1項の入居補欠者の資格の有効期間は、当該市営住宅の次の入居者の公募の日まで（その期間が1年を超えるときは、1年）とする。

（平29条例30・一部改正）

（入居の手続等）

第10条 入居決定者は、第7条第3項の入居決定書を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

（1）市長の定める資格を有する連帯保証人が連署した請書を提出すること。

（2）第15条第1項の規定による敷金を納付すること。

2 入居決定者が、やむを得ない事情により前項に規定する期間内に入居の手続をすることができないときは、市長が別に指示する期間内に同項に規定する手続をしなければならない。

3 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

（1）正当な理由がなく入居可能日から15日以内に入居しないとき。

（2）入居の申込みの際、不正の行為があったとき。

（3）第1項に規定する入居の手続をしないとき。

（4）その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であることが判明したとき。

（平20条例74・一部改正）

（家賃の決定）

第11条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（次条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）において、法第34条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、年度の中で当該年度の家賃に係る収入について、次条第3項の規定による更正があった場合の当該住宅の家賃は、その属する月の翌月（更正の日が

月の初日の場合は、その更正の日の属する月) から当該年度の終了までの間は、更正後の収入に応じた前項本文に規定する家賃とする。

3 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が定めるものとする。

4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(平29条例30・平30条例33・一部改正)

(収入の申告等)

第12条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者が公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申告(前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、省令第9条の規定による方法)及び市長が必要に応じて行う調査に基づき、入居者の収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(平30条例33・一部改正)

(家賃の減額若しくは免除又は徴収猶予)

第13条 市長は、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、家賃を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) 収入が著しく減少したとき。

(2) 病気にかかっているとき。

(3) 災害により著しい損害を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第14条 市長は、入居可能日から市営住宅を明け渡した日(第29条第1項又は第31条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは期限として定められた日又は明け渡した日のいずれか早い日、第34条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは当該明渡しの請求のあった日)までの間、入居者から家賃を徴収する。

2 入居者は、納入通知書により毎月末日(月の途中で明け渡した場合は当該明け渡した日)

までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の利用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。
- 4 入居者が第33条第1項に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(平29条例30・一部改正)

(敷金)

第15条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

- 2 市長は、入居者が第13条各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、敷金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すときに還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には、利子を付さない。

(平29条例30・一部改正)

(修繕費用の負担)

第16条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、借り上げた市営住宅の修繕費用に関しては、市長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入居者の責めに帰すべき事由によって同項に掲げる修繕の必要が生じたときは、入居者は、市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(平29条例30・一部改正)

(入居者の費用負担)

第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) ごみ、汚物等の処理に要する費用
- (3) 共同施設及び市営住宅の共用部分の利用、維持又は運営に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定した費用

(平29条例30・一部改正)

(入居者の保管義務等)

第18条 入居者は、市営住宅又は共同施設の利用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、その責めに帰すべき理由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平29条例30・一部改正)

(迷惑行為の禁止)

第19条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(転貸等の制限)

第20条 入居者は、市営住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(平29条例30・一部改正)

(用途変更の制限)

第21条 入居者は、市営住宅を他の用途に利用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を他の用途に併用することができる。

(平29条例30・一部改正)

(模様替え等の制限)

第22条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行う場合においては、当該市営住宅を明け渡すときに当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行う旨の条件を付すものとする。

(平29条例30・一部改正)

(同居の承認)

第23条 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(平20条例74・一部改正)

(入居の承継)

第24条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、当該入居者の同居者が引き続き当該市営住宅の利用を希望するときは、市長の承認を得て、当該市営住宅の利用の権利を承継でき

るものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用の権利を承継しようとする者又はその者と現に同居する者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(平20条例74・平29条例30・一部改正)

(不利用の届出)

第25条 入居者は、市営住宅を引き続き15日以上利用しないときは、市長の定めるところにより届け出なければならない。

(平29条例30・一部改正)

(異動の届出)

第26条 入居者（入居者が死亡等により届け出ることができないときは、同居者又は連帯保証人）は、入居者又は同居者に出生、死亡、勤務先等の異動があったときは、市長の定めるところにより直ちに届け出なければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第27条 市長は、毎年度、第12条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、第12条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

- 3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正する。

(収入超過者に対する家賃)

第28条 前条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、政令第8条第2項（第12条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、政令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項）に規定する方法により算定した額を家賃として支払わなければならない。

(平30条例33・一部改正)

(高額所得者に対する明渡請求)

第29条 市長は、第27条第2項の規定による高額所得者と認定された入居者に対し、期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者又はその同居者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により明渡しの期限を延長することができる。

(1) 病気にかかっているとき。

(2) 災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

(平20条例74・一部改正)

(高額所得者に対する家賃等)

第30条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第11条第1項及び第28条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。

(建替事業による明渡請求等)

第31条 市長は、市営住宅建替事業（市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。以下同じ。）の施行に伴い必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めてその明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。



3 前項の規定による明渡しについては、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第1項」とあるのは「第31条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定は、市が法によることなく建設した市営住宅の建替事業に係る明渡請求等について準用する。

(平29条例30・一部改正)

(市営住宅建替事業及び市営住宅の用途廃止に係る家賃の特例)

第32条 市営住宅建替事業に係る法第43条第1項の規定による家賃の減額及び市営住宅の用途廃止に係る法第44条第4項の規定による家賃の減額は、政令第12条の規定により行うものとする。

2 前項の規定は、市が法によることなく建設した市営住宅の建替事業及び用途廃止に係る家賃の減額について準用する。

(平30条例33・一部改正)

(住宅等の検査)

第33条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、15日前までに市長に届け出て、指定管理者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第22条第1項ただし書の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の日の前日までに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(平16条例121・平29条例30・一部改正)

(住宅等の明渡請求等)

第34条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上当該市営住宅を利用しないとき。
- (5) その者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (6) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項に規定する場合のほか、市営住宅の借上げの期間が満了するときは、市長は、入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- 3 前2項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の損害賠償金を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。
- 5 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。
- 6 市長は、市営住宅が第2項の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 7 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をするものとする。

（平20条例74・平29条例30・令2条例53・一部改正）

（定期入居決定）

第34条の2 市長は、入居の申込みをした日において規則で定める年齢であることその他市長が別に定める条件を具備する者を、その存する区域及び周辺区域の状況その他の実情に照らして住宅政策上特に必要があると認める市営住宅に入居させる場合には、10年を超えない範囲内において、あらかじめ規則で定める期間に限って入居を決定することができる。

- 2 前項の規定による決定（以下この条において「定期入居決定」という。）に係る市営住宅の選定基準、入居者の資格の制限その他必要な事項は、市長が別に定める。
- 3 定期入居決定は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。
- 4 定期入居決定をしようとする場合における前項に定める事項についての入居しようとする者に対する事前の説明は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 5 前項の説明を受けた入居しようとする者は、規則で定めるところにより、同項の説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。
- 6 市長は、定期入居決定をした場合において、その期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、入居者に対して期間の満了により当該決定が効力を

失う旨の通知を行うものとする。

- 7 定期入居決定を受けた入居者は、その期間が満了する日までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 8 定期入居決定をした場合においては、第5条第7号及び第8号、第29条並びに第30条第2項の規定は適用しない。ただし、第5条第7号及び第8号の規定については、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 9 第3項の規定にかかわらず、定期入居決定を受けた入居者が、当該決定を受けた後に第27条第1項又は第2項に規定するものに該当するに至ったことを理由として、当該市営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、市長は当該定期入居決定の効力を将来に向けて失わせることができる。
- 10 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、他の公的資金による住宅への入居のあっせんの措置を講じることができる。

(平19条例35・追加)

### 第3章 市営住宅の社会福祉事業等への活用

#### (社会福祉事業等への活用)

第35条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下これらを「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を利用して同省令第1条に規定する事業を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、市営住宅の利用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に際し、条件を付することができる。

(使用料)

第36条 前条第1項の規定による許可を受けた社会福祉法人等（以下「許可法人」という。）は、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内において市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

(報告の請求)

第37条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、許可法人に対して、当該市営住宅の利用状況について報告を求めることができる。

(利用の許可の取消し)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第35条第1項の規定による許可を取

り消すことができる。

- (1) 許可法人がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可法人が第35条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(準用)

第39条 第35条第1項の規定による市営住宅の利用に当たっては、第14条から第22条まで、第25条、第31条及び第33条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「許可法人」と、「入居可能日」とあるのは「市長が別に定める利用開始可能日」と、「第29条第1項又は第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、「第34条第1項」とあるのは「第38条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 市営住宅への中堅所得者等の入居

(中堅所得者等の入居)

第40条 市長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者で第6条第1項第5号の要件を具備するもの（以下「中堅所得者等」という。）の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を中堅所得者等に利用させることが必要であると認めるときは、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、市営住宅に中堅所得者等を入居させることができる。

(平20条例74・一部改正)

(家賃)

第41条 前条の規定により中堅所得者等の入居の用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項、第28条又は第30条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内において、市長が定めるものとする。

2 前項の入居者の収入については、第12条の規定を準用する。

(準用)

第42条 第40条の規定による市営住宅への中堅所得者等の入居については、前条に規定するもののほか、第4条、第5条、第7条から第10条まで、第13条から第26条まで、第31条から第34条まで及び第52条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「前条に規定する入居者の資格を有する者」とあるのは「中堅所得者等」と、第14条第1項中「第29条第1項又は第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第5章 駐車場の管理

(駐車場の名称等)

第43条 駐車場の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(駐車場の利用)

第44条 駐車場を利用できる者は、市営住宅の入居者又はその同居者であつて、専ら自己の用に供する自動車を有するものとする。

2 市長は、市営住宅の入居者からの申込みにより、当該入居者のうちから駐車場の利用者を決定する。

3 市長は、前項の申込みをした市営住宅の入居者又は同居者が暴力団員であるときは、同項の規定による決定をしてはならない。

4 指定管理者は、市長が駐車場の利用者を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「駐車場利用者」という。）に駐車決定書を交付するとともに、駐車場の利用を開始することができる日（以下「駐車開始可能日」という。）を指定するものとする。

(平16条例121・平20条例74・一部改正)

(駐車場の使用料)

第45条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料等を考慮して、規則で定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用料を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認める場合

(2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認める場合

(3) 駐車場について改良を施した場合

3 駐車場の使用料の減額又は免除及び徴収猶予については、第13条の規定を準用する。

(使用料の納付)

第46条 駐車場の使用料は、第44条第3項の規定による駐車開始可能日から駐車場を明け渡した日まで徴収する。

2 駐車場利用者は、納入通知書により、毎月末日（月の途中で駐車場を明け渡した場合は、当該明渡しの日）までに、その月分の駐車場の使用料を納付しなければならない。

3 駐車場利用者が、駐車場を新たに借り受け、又は明け渡した場合において、その月の利用期間が1月に満たないときは、その月の駐車場の使用料は日割計算にする。

4 駐車場利用者が第48条において準用する第33条第1項に規定する手続を経ないで駐車場を明け渡した場合は、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの駐車場の使用料を徴収する。

(利用の決定の取消し等)

第47条 市長は、駐車場利用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該駐車場利用者に対し、当該駐車場の利用の決定を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって利用した場合
- (2) 駐車場の使用料を3月以上滞納した場合
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損した場合
- (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を利用しない場合
- (5) その者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認める場合

(平20条例74・一部改正)

(準用)

第48条 第25条及び第33条第1項の規定は、駐車場の利用について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「駐車場利用者」と読み替えるものとする。

(平29条例30・一部改正)

#### 第6章 汚水処理場の管理

(汚水処理場の名称等)

第49条 汚水処理場の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

(汚水処理場の使用料)

第50条 市長は、汚水処理場を利用する者から汚水処理場の使用料を徴収する。

- 2 汚水処理場の使用料は、静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）に基づき算定された水道料金の額の2分の1の額とする。
- 3 汚水処理場の使用料は、隔月又は毎月、納入通知書により徴収する。
- 4 汚水処理場の使用料の減額又は免除及び徴収猶予については、第13条の規定を準用する。

#### 第7章 雑則

(住宅管理人)

第51条 市長は、修繕すべき箇所等の報告、市からの連絡事項の周知その他市と入居者との連絡事務を行わせるため、住宅管理人を置くことができる。

- 2 住宅管理人は、入居者のうちから市長が委嘱する。

(立入検査)

第52条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定する職員に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適切な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に利用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平29条例30・一部改正)

(意見聴取)

第52条の2 市長は、この条例の施行に当たり、市営住宅に入居し、若しくは同居しようとする者、入居決定者又は市営住宅の入居者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、所轄の警察署長その他の関係機関に意見を聴くことができる。

(平20条例74・追加、平29条例30・一部改正)

(指定管理者による管理)

第53条 市営住宅等の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(平16条例121・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第54条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(平16条例121・追加)

(指定管理者の指定の基準)

第55条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が市営住宅等の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が市営住宅等の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(平16条例121・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第56条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、

その旨を公告するものとする。

(平16条例121・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第57条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入居者の募集、入退居等の手続に関すること。
- (2) 市営住宅等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(平16条例121・追加)

(指定管理者の原状回復の義務)

第58条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平16条例121・追加)

(委任)

第59条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例121・旧第54条線下)

## 第8章 罰則

第60条 詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(平16条例121・旧第55条線下)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の静岡市営住宅管理条例（平成9年静岡市条例第70号）又は清水市営住宅管理条例（昭和37年清水市条例第7号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例によ



る。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町営住宅管理条例(平成9年蒲原町条例第12号。次項において「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例238・追加、平18条例98・旧第5項繰上・一部改正)

- 5 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

(平17条例238・追加、平18条例98・旧第6項繰上)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 6 編入前の由比町営住宅管理条例(平成9年由比町条例第16号。次項及び附則第8項において「編入前の条例」という。)第10条の規定により入居補欠者となった者で由比町の編入の日(次項及び附則第8項において「編入日」という。)において入居補欠者の有効期間が残っているものの当該有効期間は、同条の規定により入居補欠者となった日から1年間とする。

(平20条例74・追加・一部改正)

- 7 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例74・追加・旧第8項繰上)

- 8 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

(平20条例74・追加・旧第9項繰上)

(経過措置)

- 9 平成18年4月1日前に50歳以上であった者の市営住宅の入居者の資格については、第6条第2項第1号の規定にかかわらず、公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第357号。次項において「改正政令」という。)による改正前の公営住宅法施行令の規定の例による。

(平24条例42・追加、平25条例67・旧第10項繰上・一部改正)

- 10 市営住宅の入居者が平成18年4月1日前に50歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は同日前に50歳以上の者である場合における収入の条件については、第6条第1項第3号ア(ウ)の規定にかかわらず、改正政令による改正前の公営住宅法施行

令の規定の例による。

(平25条例67・追加)

附 則 (平成16年2月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月13日条例第84号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第121号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第53条の改正規定及び第55条を第60条とし、第54条を第59条とし、第53条の次に5条を加える改正規定(第58条に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月28日条例第93号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日条例第238号)

この条例中第1条の規定は平成18年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第70号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月31日条例第98号)

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第35号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月3日条例第74号)

この条例中第1条の規定は平成20年11月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月22日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第42号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日条例第67号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月4日条例第84号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日条例第94号）

この条例は、平成25年11月2日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第102号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第87号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月14日条例第134号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第49号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日条例第30号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第33号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第85号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市営住宅条例第34条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に到来する支払期に係る損害賠償金について適用し、同日前に到来した支払期に係る損害賠償金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月11日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平16条例86・全改、平17条例42・平17条例93・平17条例238・平20条例74・平23条例3・平24条例42・平25条例84・平25条例94・平29条例30・平31条例85・令2条例53・令3条例2・令4条例30・一部改正）

名称	位置
羽衣団地	静岡市葵区駒形通四丁目
駒形団地	静岡市葵区駒形通四丁目
新通団地	静岡市葵区新通一丁目
住吉町団地	静岡市葵区住吉町二丁目
三番町団地	静岡市葵区三番町
四番町団地	静岡市葵区四番町
若松町団地	静岡市葵区若松町
北番町団地	静岡市葵区北番町
牧ヶ谷団地	静岡市葵区牧ヶ谷
上土団地	静岡市葵区東千代田一丁目 静岡市葵区東千代田二丁目 静岡市葵区上土一丁目
瀬名団地	静岡市葵区瀬名六丁目
瀬名南団地	静岡市葵区瀬名一丁目
堤町団地	静岡市葵区堤町
桜町高層団地	静岡市葵区桜町二丁目
安倍口団地	静岡市葵区安倍口団地
久保山団地	静岡市葵区井川
北第1団地	静岡市葵区北二丁目
向ヶ岡団地	静岡市駿河区向敷地
桃園団地	静岡市駿河区桃園町

東新田高層団地	静岡市駿河区東新田四丁目
用宗団地	静岡市駿河区用宗四丁目
東新田西団地	静岡市駿河区東新田五丁目
小鹿高層団地	静岡市駿河区小鹿二丁目
曲金団地	静岡市駿河区曲金二丁目
富士見団地	静岡市駿河区登呂三丁目 静岡市駿河区石田二丁目
有東団地	静岡市駿河区有明町
有東高層団地	静岡市駿河区有明町
中島団地	静岡市駿河区中島
清水常磐町団地	静岡市清水区辻五丁目
清水船越団地	静岡市清水区木の下町
清水北矢部団地	静岡市清水区北矢部町一丁目
清水三光町団地	静岡市清水区三光町
清水日立団地	静岡市清水区日立町
清水緑が丘団地	静岡市清水区緑が丘町
清水折戸西団地	静岡市清水区折戸二丁目
清水折戸北団地	静岡市清水区折戸二丁目
清水折戸団地	静岡市清水区折戸三丁目
清水羽衣団地	静岡市清水区三保
清水蜂ヶ谷団地	静岡市清水区蜂ヶ谷
清水高橋団地	静岡市清水区高橋一丁目
清水下野東団地	静岡市清水区下野東
清水下野南団地	静岡市清水区下野東
清水高部団地	静岡市清水区石川新町
清水旭ヶ丘団地	静岡市清水区押切
清水押切東団地	静岡市清水区押切
清水押切団地	静岡市清水区押切
清水能島団地	静岡市清水区能島
清水能島西団地	静岡市清水区能島

清水吉川団地	静岡市清水区吉川
清水草薙団地	静岡市清水区草薙杉道三丁目
清水西久保団地	静岡市清水区西久保
清水横砂団地	静岡市清水区横砂南町
清水興津東町西団地	静岡市清水区興津東町
清水興津中町団地	静岡市清水区興津中町
日の出荘団地	静岡市清水区蒲原
新栄荘団地	静岡市清水区蒲原
みはま荘団地	静岡市清水区蒲原四丁目
大沢荘団地	静岡市清水区蒲原神沢
中浜荘団地	静岡市清水区蒲原中
清水追分団地	静岡市清水区追分四丁目
由比南団地	静岡市清水区由比
町屋原団地	静岡市清水区由比町屋原
町屋原南団地	静岡市清水区由比町屋原
阿僧団地	静岡市清水区由比阿僧
室野団地	静岡市清水区由比東山寺

別表第2（第43条関係）

（平16条例86・全改、平17条例93・平18条例70・平20条例74・令4条例30・一部改正）

名称	位置
清水船越団地駐車場	静岡市清水区木の下町
清水北矢部団地駐車場	静岡市清水区北矢部町一丁目
清水三光町団地駐車場	静岡市清水区三光町
清水緑が丘団地駐車場	静岡市清水区緑が丘町
清水折戸団地駐車場	静岡市清水区折戸三丁目
清水羽衣団地駐車場	静岡市清水区三保
清水蜂ヶ谷団地駐車場	静岡市清水区蜂ヶ谷
清水高橋団地駐車場	静岡市清水区高橋一丁目
清水下野東団地駐車場	静岡市清水区下野東
清水下野南団地駐車場	静岡市清水区下野東

清水旭ヶ丘団地駐車場	静岡市清水区押切
清水能島団地駐車場	静岡市清水区能島
清水能島西団地駐車場	静岡市清水区能島
清水西久保団地駐車場	静岡市清水区西久保
清水横砂団地駐車場	静岡市清水区横砂南町
清水興津東町西団地駐車場	静岡市清水区興津東町
清水追分団地駐車場	静岡市清水区追分四丁目
由比南団地駐車場	静岡市清水区由比
阿僧団地駐車場	静岡市清水区由比阿僧
室野団地駐車場	静岡市清水区由比東山寺

別表第3（第49条関係）

（平16条例86・全改）

名称	位置
安倍口団地污水处理場	静岡市葵区安倍口団地